

**集会場の取扱い**

平成11年秋期部会

基本的に集会場とは不特定かつ多数の者が使用するものである。したがって、次のような場合には集会場の取扱いをしない。

- (1) ○○法人、○○協会等の組織で所有・管理する××会館と呼ばれるような事務所ビルにおいて、その施設内に設けられる集会室の場合で、第三者への貸出し等を行わず、その法人等に所属する者のみが使用する場合は集会室の面積に関わらず集会場として取り扱わない。
- (2) 町内会等一定の地区の住民を対象とし、当該地区内住民の社会教育的な活動あるいは自治活動の目的の用に供されるために設ける公民館、集会所、その他これらに類する建築物は、法別表第2(い)項第4号に規定する「学校、図書館、その他これらに類するもの」の「その他これらに類するもの」に該当するものとして取り扱う。

**<参 考>**

昭和53年8月11日東住街発172

平成4年4月1日建第132号(静岡県)